NO.	質問内容	回答
1	仕様書2ページ 4 委託業務の範囲 (1)事務局等の設置・運営 (ア)場所 「県との連絡調整等が円滑に実施でき、かつ申請書類の保管が可能であることを条件に、受託者の定める特定の場所で実施する。」とございますが、東京都や大阪府でも問題ないでしょうか。	仕様書記載のとおり、事務局等の設置・運営場所の指定はありません。
2	仕様書(案)9ページ オ 支援金の支払データの作成につきまして、最終的な振り込み処理は愛知県様で行うという認識でよろしいでしょうか。	最終的な支払い(振り込み処理)は、仕様書4(3)カ(ア)に基づき受託者が県に提出する、「支援金の支払いデータ」及び「支払いの証拠書」により本県が行います。
3	仕様書3(1) 一つの法人が複数事業所を抱えていることが少なくないと思われますが、最も事業所を多く抱えている 法人では約何事業所を保有していますでしょうか。また、前年度の対象事業所数、対象法人数、申請法 人数をご教示いただけますでしょうか。	令和5年度(12月補正分)申請において、1法人での最多事業所数は介護区分で145事業所、障害福祉区分では45事業所でした。 また、令和5年度(12月補正分)の対象事業所数、対象法人数、申請法人数は以下のとおりです。 対象事業所数 対象法人数 申請法人数 【介護区分】 約14,000事業所 約5,700法人 3,521法人 【障害福祉区分】 約7,300事業所 約2,700法人 2,003法人
4	仕様書4(1)イ(イ) 電話番号の指定はない認識で間違いないでしょうか。050番号の設定でもよろしいでしょうか。また、準備物としてFAX機能付き複合機の記載がございますが、FAXでの対応業務を想定されていらっしゃいますでしょうか。	番号指定はないため、050番号(IP電話)でも差し支えありません。 また、FAXでの対応業務については、仕様書4(3)オ(ア)のとおり振込口座情報等を修正する場合に「通帳の表紙及び見開き面の写し等口座情報を確認できるものの写し」を申請者から送付させるが、PDFデータでの送付が困難な場合に、FAXによる送付を想定しています。
5	仕様書4(1)イ(エ) 前年度の月別入電件数もしくは月別想定件数をご教示いただけますでしょうか。	令和5年度(12月補正分)の月別入電件数は以下のとおりです。 (申請受付期間:令和6年2月16日から4月19日まで) 2月 3月 4月 5月 6月 合計 【介護区分】 378件 883件 818件 75件 16件 2,170件 【障害福祉区分】398件 605件 576件 37件 13件 1,629件
6	仕様書4(3)(イ) 郵送による紙申請は事務センターにて受領する想定でしょうか。その場合、私書箱を利用しての受取は可能でしょうか。また、紙申請は業務完了後に貴県に納品する形になりますでしょうか。	仕様書4(3)(イ)により委託業務は事務局が行うこととなっているため、紙申請についても事務局が受領することを想定しています。また、確実に申請書を受領できる方法であれば、私書箱を利用した受け取りも可能です。なお、紙申請は仕様書4(3)ア(イ)によりシステムに情報を代理入力した後、仕様書4(3)カ(ア)の「申請書類一式」として県に提出してください。
7	仕様書4(3)イ 対象事業所一覧表は受託決定後速やかにご提供いただける予定でしょうか。また、初回提供以降に変 更が生じる可能性はございますでしょうか。	対象事業所一覧表は契約締結後、即座に提供可能です。 ただし、支援金の交付対象については、令和7年2月サービス提供分に係る介護報酬実績のない施設(<u>令和7年4月以降に判明</u>)は対象外としており、最終的にはそれを反映させる必要があるため、対象事業所一覧表は初回提供以降に変更が生じます。

NO	質問内容	回答
8	仕様書4(4) 貴県への報告はクラウドサービス等を利用しての報告となりますでしょうか。	県の求めに応じた随時の報告については、主にメールによる報告を想定しています。
9	募集要領 (5)提出書類 ア〜カの提出書類のうち押印が必要な書類があれば、ご教示お願いいたします。	すべて押印不要です。
10	募集要領 (5)提出書類 社名の特定できるロゴ、表記はしてはいけない等の注意事項があれば、ご教示お願いいたします。	社名・ロゴ等を記載していただいて差し支えありません。
11	【業務委託仕様書 4委託業務の範囲 (1)ア 事務局の設置(エ)体制】 統括責任者を1名配置、業務ごとに業務責任者を1名以上配置し指揮・監督するとあるが、業務責任者 は常駐予定だが、統括責任者は常に常駐する必要があるか。	業務に支障がなければ常駐する必要はありません。
12	【業務委託仕様書 4委託業務の範囲 (2)ア 申請等電子システムの構築 ③】 申請者が入力中のデータをシステム上で一時保存できること。とあるが、ここで言う一時保存は次のどちらか。 A.一定時間(1時間など)のみシステム上で保存され、その後自動消去 B.申請完了、又は申請破棄をするまでシステム上で保存される。	「B」を想定しています。
13	【業務委託仕様書 4委託業務の範囲 (2)イ 広報】 申請受付開始前に、県が別途作成する「お知らせ(仮称)」等の書類を必要部数印刷し、交付対象事業者(法人本部あて)に個別郵送すること。なお、交付対象事業者の住所及び宛名データは県が提供する。とあるが、貴県から封筒の提供はあるのか。また、提供がある場合は窓付き封筒を希望することは可能か。	本県から封筒の提供はありません。
14	【業務委託仕様書 4委託業務の範囲 (2)イ 広報】 県が指示する時期(申請受付期間終了の1週間前を予定)に、県が別途作成する「再度のお知らせ(仮称)」を必要部数印刷のうえ、交付対象事業者(法人本部あて)に対し、再度個別郵送を行う。とあるが、前回・前々回の同種事業の再度個別郵送は何件行われたか。	前々回(令和5年度(5月補正分))及び前回(令和5年度(12月補正分))の再度個別郵送の件数は、以下のとおりです。 前々回 前回 【介護区分】 2,068法人 2,204法人 【障害福祉区分】 1,613事業所(※) 985法人 ※障害福祉区分では、前々回は事業所あてに送付することとしていたため。
15	【業務委託仕様書 4委託業務の範囲 (3)イ 審査】 是正対応について全ての不備は申請者自身で修正して再申請をしてもらう必要があるか。 軽微な記載間違いの場合、事務局から申請者にヒアリングの上での修正は可能か。 過去の同事業における各書類の不備率並びに再申請率はどのくらいか。(前回・前々回)	原則、申請等電子システムの差し戻し処理による再申請を想定しております。 ただし、申請者の了解を得た上で、受託者が修正した申請書で差し戻し処理し、申請者が確認のうえ再申請することは 差し支えない。(あくまで最終的な申請は、申請者自ら行わせる必要があります。) なお、過去の不備率及び再申請率については把握しておりません。